社会福祉法人東松島市社会福祉協議会

評議員及び役員の報酬並びに費用弁償の支給に関する規程

平成29年3月27日 規程第3号 平成30年6月13日 規程第8号 令和3年6月25日 規程第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人東松島市社会福祉協議会(以下「本会」という。) 定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁 償の支給に関し、必要な事項を定めものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、主たる事務所に週4 日以上出勤し、本会の業務に従事する者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、報酬及び賞与をいい、職務遂行の対価として受ける金銭の 給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む) をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

- 第3条 評議員及び非常勤役員には、その職務遂行の対価として、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、地方公共団体の職員には、報酬を支給しないものとする。
- 2 常勤役員には、その職務遂行の対価として、別表第2に定める報酬等を支給する。
- 3 評議員及び非常勤役員の報酬の支給時期は、職務を遂行した日の属する月の末日までの分を翌月21日に支給する。ただし、支給時期が金融機関の休日にあたる場合はその前日に支給する。
- 4 常勤役員の報酬等の支給時期は、職員の給与支給の例による。
- 5 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の 金融機関口座に振り込むことができる。
- 6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

- 第4条 評議員、非常勤役員及び顧問が評議員会、理事会又は監事監査若しくは会長の要請により、市内で開催される行事、その他の会議等に出席した場合は、別表第3に定める額を費用弁償として支給する。ただし、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないものとする。
- 2 費用弁償の支給時期及びその方法は、報酬の例による。
- 3 評議員及び役員が本会の用務のため旅行するときは、職員旅費規程(平成22 年規程第7号)に基づき旅費を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(致廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 (規程の廃止)
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
- (1) 社会福祉法人東松島市社会福祉協議会会長及び役員等の報酬並びに費用弁 償に関する規程(平成22年規程第8号)
- (2) 社会福祉法人東松島市社会福祉協議会常務理事兼事務局長の設置に関する 規則(平成22年規則第14号)

附 則(平成30年規程第13号)

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第5号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1 評議員及び非常勤役員の報酬

区分	役 職	日額	条 件
評議員	評議員	4,000円	評議員会への出席
非常勤役員	理 事	4,000円	理事会への出席
	監事	4,000円	監事監査、理事会、評議員会への出席

別表第2 常勤役員の報酬等

(1)報酬

区分	役 職	月額	条 件
常勤役員	会 長	216,500円	原則、週4日以上、法人の主たる事務所 に出勤し、法人の日常的な業務及び法人 を代表する対外的業務に従事する。

(2) 賞与

区 分	役職	支給時期	賞与の額
常勤役員	会長	6月	報酬月額×1.9 カ月
		1 2月	報酬月額×1.9カ月

別表第3 費用弁償

役 職	日額
評議員、非常勤役員、顧問	1,500円